

- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
  - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円
- なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二二））に問い合わせること。
  - 2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
- 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。
- なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。  
 令和二年四月十六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容

- 1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。
  - 2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スモールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日漁場管理委員会指示第一一〇号に準じ、コクチバス（スモールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。
- 二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和二年四月十七日から令和三年四月十六日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
一九三	上	十		
四三七	上	一		

〇 平成元年四月二十日（第二十九号）山梨県告示第九十号（富士北麓都市計画事業の事業計画の変更認可）

〇 平成五年六月二十四日（第四百三十四号）山梨県告示第二百八十二号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

〇 平成七年六月十五日（第六百二十五号）山梨県告示第二百四十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

〇 平成十三年四月九日（第一千八百四十四号）山梨県告示第二百五十五号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

〇 平成十六年十一月十八日（第一千五百二十五号）山梨県告示第五百三十八号（都市計画事業の事業計画の変更認可）

七四九	上	終わりから	昭和五十二年二月十九日	昭和五十二年九月二十六日
三				